

国宝・藤ノ木古墳出土品修理事業 安定台座製作業務 委託事業者募集要項

1. 適用範囲

本要項は、奈良県立橿原考古学研究所（以下「甲」という。）が委託事業者（以下「乙」という。）に委託して実施する国宝・藤ノ木古墳出土品修理事業 安定台座製作業務（以下「本業務」という。）について必要な事項を定めるものとする。

2. 委託業務の内容

（1）業務名

国宝・藤ノ木古墳出土品修理事業 安定台座製作業務

（2）目的

奈良県では、令和三年度より国宝・藤ノ木古墳出土品修理事業として出土品の修理を奈良県立橿原考古学研究所で実施している。今年度は、馬具を主に修理しており、その一環として、安定台座の製作を計画している。

具体的には、馬具のうち、鐘形鏡板付轡、雲珠の安定台座を製作し、安全に収蔵するとともに、特別展において公開する。この公開を通じて藤ノ木古墳出土品の意義、その魅力を国内外に効果的に発信することを目的として本業務を実施する。

（3）委託内容

①国宝・藤ノ木古墳出土品に関する安定台座の製作。

- ・製作する安定台座は、研究所や附属博物館の施設において収蔵・公開する。
- ・研究所と博物館が提供する出土品の3次元情報を用いて、安定台座を製作。
- ・安定台座の内容構成
- ・特記事項（仕様書5の（6）参照）
- ・打ち合わせ協議

②事業実施報告書の作成

※内容詳細は別紙、『国宝・藤ノ木古墳出土品修理事業 安定台座製作業務委託仕様書』（以下「仕様書」）に記載。

（4）企画提案書等作成に係る経費

企画提案書等の作成及び提出に係る経費は提出者の負担とする。

（5）委託料上限額

委託料は、942,700円（消費税および地方消費税に相当する額（10%）を含む。）を上限とする。

（6）履行期間

契約締結日から令和8年3月20日（金）まで

3. 参加資格

この提案に参加できる者は、次に掲げる要件のすべてを満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (2) 国税及び地方税を滞納していない者であること。
- (3) 公告の日から本件業務の選定審査会の日までの間のいずれかの日においても、奈良県物品購入等の契約に係る入札参加停止等措置要領による入札参加停止期間中でないこと。
- (4) 公告の日から本件業務の選定審査会の日までの間のいずれかの日においても、民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による再生手続開始の申立て、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による更生手続開始の申立て、または破産法(平成16年法律第75号)の規定による破産手続開始の申立てが行われている者でないこと。
- (5) 銀行の取引停止、又は差押えを受けていない者であること。
- (6) 役員に法律行為を行う能力を有しない者、破産者で復権を得ない者及び禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者がいる法人等(法人格のない団体にあっては代表者が上記要件に該当する団体)でないこと。
- (7) 物品入札等に係る競争入札の参加資格等に関する規程による競争入札参加資格者で、営業種目「C 家具等、1家具類、公園設備、②別注家具」又は「D 図書・教材類、2教材用具、③標本」又は種目「Q 役務の提供、7諸サービス、⑧文化財調査関連業務」又は「Q 役務の提供、7諸サービス、⑩その他サービス」のいずれかで登録していること。
- (8) 主な取扱品目・業務内容に文化財の展示に関する展示台、安定台、造形物等の製作が記載されている者であること。
- (9) 役員等(法人にあっては役員(非常勤の者を含む。)、支配人及び支店又は営業所(常時物品購入等契約に関する業務を行う事務所をいう。以下同じ。))の代表者を、個人にあってはその者(支配人及び支店又は営業所の代表者をいう。以下同じ。))が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。))第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。))でないこと。
- (10) 暴力団(暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。))又は暴力団員が経営に実質的に関与していないこと。
- (11) 役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用していないこと。
- (12) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していないこと。
- (13) (11)及び(12)に掲げる場合のほか、役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していないこと。
- (14) 直前5年以内(令和2年4月1日以降の契約)に国宝2件以上もしくは重要文化財5件以上の安定台座製作業務を受注し、完成した実績があること。
- (15) 橿原考古学研究所で実施する対象出土品説明会に参加すること。

4. 日程

令和7年10月21日(火) 公告
令和7年10月28日(火) 対象出土品説明会
令和7年11月 4日(火) 参加表明書、質問票の提出締切
令和7年11月11日(火) 企画提案書等提出締切
令和7年11月20日(木) 選定審査会開催(プレゼンテーション実施)
令和7年11月21日(金) 委託事業者決定

5. 手続き等

(1) 担当部局

〒634-0065 奈良県橿原市畝傍町1番地
奈良県立橿原考古学研究所
TEL:0744-24-1101 FAX:0744-24-6747

(2) 質問の受付

質問は次のとおりとする。

- 受付期間 令和7年10月21日(火)から令和7年11月4日(火)15時00分まで
- 受付方法 ファクシミリ又は電子メール(質問票の送付先アドレスは5-(1)記載の電話番号まで問い合わせください。に限る。
質問票(様式6)に質問事項を記載のうえ送信。
※送信後、必ず電話にて送信した旨を連絡すること。
※電話・来訪など口頭による質問は受け付けない。
- 質問先 (1)担当部局に同じ
- 回答方法 インターネットホームページ「奈良県立橿原考古学研究所ホームページ」に随時、公表する。個別には回答しないものとする。※質問者名は掲載しない。

(3)対象出土品説明会の実施、参加申込書(様式8)の提出期限、提出先及び提出方法

- 実施日 令和7年10月28日(火)10時00分
- 実施場所 橿原考古学研究所
- 実施内容 対象出土品の説明
- 参加方法 参加申込書の事前提出
- 参加申込書の提出期限 令和7年10月27日(月)12時00分まで
- 参加申込書の提出先 (1)担当部局に同じ。
- 参加申込書の提出方法 ファクシミリ又は電子メール(提出先メールアドレスは5-(1)記載の電話番号まで問い合わせください。)にて送付後、必ず電話にて送付した旨を連絡すること。

(4)参加表明書(様式1-1、1-2)の提出期限、提出先及び

提出方法

- 提出期限 令和7年11月4日(火)15時00分まで
- 提出先 (1)担当部局に同じ。
- 提出方法 ファクシミリ又は電子メール(提出先メールアドレスは5-(1)記載の電話番号まで問い合わせください。)にて送付後、必ず電話にて送付した旨を連絡すること。

(5)企画提案書等の提出期限、提出先及び提出方法

- 提出期限 令和7年11月11日(火)15時00分まで
- 提出先 (1)担当部局に同じ。
- 提出方法 持参または郵送に限る。
(郵送の場合は提出期限必着とし、担当者に事前に電話連絡のうえ書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの(親展扱いとすること。)により提出すること。)

○提出物

①参加申込書(様式2)【原本1部】

②企画提案書(様式任意 サイズはA4 40ページ以内)【原本1部 コピー7部】

1)業務実施方針

- ・提案する安定台座の製作企画のポイント。

2)安定台座製作に使用する材料について

- ・使用する材料について、安全シートの添付。

3)新作する安定台座の内容計画

- ・具体的内容の提案。

4)安定台座の構成内容

- ・藤ノ木古墳の出土品について、安全に保管するだけでなく、展示にも耐えうること。
- ・上記の内容とともに、出土品の魅力も伝わるような構成内容を盛り込むこと。

※安定台座のコンセプト、安全性、見栄えについての概要、製作にあたってのポイントを提出すること。

※安全な材料を使った構成とすること。

※本安定台座によって、安全に保管できるだけでなく、一般の方々にもわかりやすく紹介し、魅力を感じてもらえるように工夫をすること。

③事業者概要書(様式3)【原本1部】

※会社概要などがあれば添付すること。

④類似業務完成実績(様式4)【原本1部 コピー7部】

・指定文化財に関する安定台座製作について事業内容を記載すること。

⑤上記④の業務完成実績を示す検査合格書等

⑥委託業務実施体制(様式5)【原本1部 コピー7部】

⑦見積書(様式7)【原本1部 コピー7部】

- ・宛先は「奈良県立橿原考古学研究所 副所長 田中裕之」
- ・一式計上ではなく、第三者により客観的な判断が可能な積み上げ方式とすること。
(各項目の数量、時間、単価が判断できる内容とする。)

※ただし、②、④～⑥のコピー7部については、提案者を判読できるような記載を削除すること。

6. 委託事業者の選定

(1)企画提案書等の評価

- ①企画提案書等の評価は、国宝・藤ノ木古墳出土品修理事業 安定台座製作業務委託事業者選定審査委員会により、次の評価項目等について採点を行うものとし、各委員の採点結果を合計した点数を提案者の得点とし、最も高い得点を獲得した者で、かつ、審査委員会の合議により認められた者を契約の相手方として選定する。但し、各評価項目において各委員の評価の合計点が、6割に満たない場合は受託者として選定しない。提案者が2者に満たない場合は、全ての審査項目について各委員の合計得点が6割以上で、かつ審査委員会の合議により認められた者を契約の相手方として特定する。
 - 1) 本委託業務の実施目的をよく理解した構成内容の提案であるか。(28点)
 - 2) 安定台座の構成内容の提案中に、特筆すべきアイデアがあるか。(12点)
 - 3) 安定台座作成の目的に最も合致した材料を使用して安定台座を作成できるか。(40点)
 - 4) 本業務を遂行できる業務受託体制であるか。(10点)
 - 5) 提案内容に応じて妥当な見積積算がされているかどうか。(10点)
- ②応募要件を満たした者を対象にプレゼンテーションを令和7年11月18日(火)に行う予定。時間等詳細は、後日対象者に対して通知する(11月14日(金)頃予定)。
- ③選定結果は、企画提案書を提出した事業者のみに対して書面で通知する。

(2)事業者との契約

- ①選定された者は、通知があり次第、研究所・博物館担当者と打合せを行い、委託業務契約書を締結した後、速やかに業務に着手すること。
- ②当企画提案書でなされた有効な提案については、必ず実施すること。
- ③企画提案書、参加申込書その他に虚偽の記載をした場合は、当該業務の企画提案書等を無効とし、契約締結後には、契約を解除することがある。
- ④契約に係る損害賠償及び契約の解除については、奈良県契約規則(昭和39年5月奈良県規則第14号)に定めるところによる。
- ⑤契約締結後、契約の相手方が次のいずれかに該当すると認められるときは、契約を解除することがある。また、契約を解除した場合は、損害賠償義務が生じる。
 - 1) 役員等(法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員と同等の責任を有する者、個人にあってはその者及び支配人並びに支店又は営業所

を代表する者をいう。以下同じ。)が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき。

- 2) 暴力団(暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与しているとき。
- 3) 役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用しているとき。
- 4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与しているとき。
- 5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- 6) 本契約に係る下請契約又は資材、原材料の購入契約等の契約(以下「下請契約等」という。)に当たって、その相手方が上記 1)から 5)のいずれかに該当することを知らながら、当該者と契約を締結したとき。
- 7) 本契約に係る下請契約等に当たって、上記 1)から 5)のいずれかに該当する者をその相手方としていた場合[上記 6)に該当する場合を除く。]において、奈良県が奈良県との契約の相手方に対して下請契約等の解除を求め、契約の相手方がこれに従わなかったとき。
- 8) 本契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員から不当介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を甲に報告せず、又は警察に届け出なかったとき。
- 9) 契約締結後、天災地変、感染症その他不可抗力等発注者、受注者のいずれの責めにも帰すことのできない事由により委託業務が実施不能となった場合は、解除までに要した費用以外の損害賠償請求は行えない。契約の相手方が自己の債務を免れたことによって利益を得たときは、これを償還しなければならない。

(3)その他

採択された業務計画は、研究所・博物館との協議等により、修正・変更を行う場合がある。

7. 契約保証金

契約の相手方は、契約保証金として契約金額の100分の10に相当する額以上の金額を納付しなければならない。

なお、奈良県契約規則(昭和39年5月奈良県規則第14号)第19条第1項各号のいずれかに該当する場合には、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

8. その他

- (1) 提出された書類は返却しない。また提出した企画提案書を奈良県立橿原考古学研究所に無断で他に使用することはできない。
- (2) 提出された提案書等は、審査作業に必要な範囲において複製を行う場合がある。
- (3) 選定結果として提案書等を提出した者の名称、審査結果概要等の情報公開を行う場合があること、および県民等から情報公開の請求に応じて提案書等の情報開示を行う場合がある。
- (4) 選定結果に対しての異議申し立ては受け付けない。
- (5) 募集及び契約については、奈良県立橿原考古学研究所の都合により中止することがある。この場合損害賠償は行わない。
- (6) 委託業務の詳細事項及び業務の進め方等については、奈良県立橿原考古学研究所の指示に従うこと。
- (7) 委託期間中において、委託業務の中間報告を求めた時は、速やかに報告すること。

以上